

千葉県告示第137号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和3年3月9日から2週間一般の縦覧に供します。

令和3年3月9日

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木達也

路線名	供用開始区間	供用開始期日
市道 高田町308号線	緑区高田町1078番15から 緑区高田町1076番98まで	令和3年3月9日